

目 次

津市告示

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

コミュニティバス（久居地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（河芸地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（芸濃地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美里地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（安濃地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（一志地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（白山地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域 川上ルート及び丹生俣ルート）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域 逢坂・飼坂ルート）の使用料徴収事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

ふるさと津かがやき寄付金収納事務の委託

津市久居総合福祉会館の使用料の収納事務の委託

久居駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務の委託

指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し

認可地縁団体の告示事項の変更

津市美里保健センター運動施設の使用料の徴収事務委託

放置自転車の撤去及び保管

津市公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市商店街にぎわい創出活動支援業務に係るプロポーザルの実施

津市商店街等活性化支援塾業務に係るプロポーザルの実施

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市財務書類4表（平成30年度決算）作成業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務に係るプロポーザルの実施

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の選任

津市長選挙における当選人

津市議会議員補欠選挙における当選人

目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 8 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料

2 委託先

病院名	氏 名	所 在 地
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里 5 6 番地 2
棕本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町棕本 2 6 6 2 番地 1
とよさと動物病院	橋爪 俊裕	津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町 8 0 9 番地 2
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町 2 6 0 番地 7
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町 1 0 4 5 番地
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町 2 1 7 番地 2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田 2 0 9 7 番地 1
アニー動物病院	森岡 正樹	津市桜橋三丁目 4 3 3 番地
ルナ動物病院	赤塚 宗久	津市押加部町 1 1 番 3 号
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町 5 5 4 番地 3 8
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町 2 1 0 番地
関口犬猫病院	関口 弘之	津市三重町津興 4 3 3 番地 6 0
岡本動物病院	宮本 佳典	津市半田 1 2 0 番地 4
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田 5 2 7 番地 2
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水 8 8 7 番地 7
さとう動物病院	佐藤 宏樹	津市垂水 2 6 7 0 番地 5 3
スピカ動物病院	住吉 宏文	津市垂水 2 7 8 6 番地 7
高橋獣医科医院	高橋 研	津市久居野村町 4 3 0 番地 3 7
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町 7 6 8 番地 6
はぎの動物病院	萩野 俊之	津市久居射場町 1 2 3 番地

ひさい動物クリニック	東郷 修一	津市久居中町 5 0 番地 1
すぎもとアニマルクリニック	杉本 貫	津市久居明神町 2 5 5 2 番地
かねこ動物病院	金児 伸哉	津市久居新町 2 1 1 5 番地 6
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻 2 番地
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町 9 8 番地 1
おかはな動物病院	岡鼻 英一	松阪市西肥留町 5 9 番地 7
石田動物病院	堤 隆一	鈴鹿市磯山四丁目 5 番 9 号

3 委託期間

2019年(平成31年)4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 29 年津市告示第 33 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西里の上自治会

三重県津市高茶屋五丁目 2 番 48 号

代表者 藤田 茂

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	近藤 貞夫 三重県津市高茶屋五丁目 3 番 50 号
変更後	藤田 茂 三重県津市高茶屋五丁目 3 番 31 号

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 31 日の定期総会において選任され、平成 31 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年美杉村告示第 9 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

戸木自治会

三重県津市美杉町下之川 3 2 8 7 番地

代表者 村田 英治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	萩原 克己 三重県津市美杉町下之川 3 1 6 9 番地
変更後	村田 英治 三重県津市美杉町下之川 3 2 4 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年津市告示第131号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月18日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中原自治会

三重県津市美杉町竹原1052番地4

代表者 橋本 政成

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	横谷 周 三重県津市美杉町竹原1037番地
変更後	橋本 政成 三重県津市美杉町竹原1025番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年3月31日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 9 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南さくらが丘自治会

三重県津市久居野村町 3 0 1 9 番地 2

代表者 三崎 千香子

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	扇谷 宏 三重県津市久居野村町 3 0 1 8 番地 1 1
変更後	三崎 千香子 三重県津市久居野村町 3 0 1 7 番地 1 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 4 月 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 9 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（久居地域）の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
タカモリタクシー株式会社
- 3 委託期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 9 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（河芸地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 9 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（芸濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
タカモリタクシー株式会社
- 3 委託期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（美里地域）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第 9 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（安濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
タカモリタクシー株式会社
- 3 委託期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（一志地域）の使用料

2 委託先

津市一志町高野 225 番地 1

一志運輸株式会社

3 委託期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

津市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（白山地域）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（美杉地域 川上ルート及び丹生俣ルート）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号
三重交通株式会社

3 委託期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（美杉地域 逢坂・飼坂ルート）の使用料

2 委託先

津市中央1番1号

三重交通株式会社

3 委託期間

平成31年4月1日から平成31年4月30日まで

津市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成30年津市告示第139号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中山自治会

三重県津市高茶屋小森町1623番地66

代表者 深田 雅弘

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	西村 淳 三重県津市高茶屋小森町1580番地36
変更後	深田 雅弘 三重県津市高茶屋小森町1266番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年4月14日の定期総会において改選されたため。

津市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき寄付金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収納する寄付金

ふるさと津かがやき寄附金

2 委託先

津市栄町三丁目123番地1 栄町ビル5階

株式会社百五カード

名古屋市中区錦一丁目4番6号 三井生命名古屋ビル内

株式会社中部しんきんカード

3 委託期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収納する使用料

津市久居総合福祉会館の使用料

2 委託先

津市三重町433番地125

公益社団法人津市シルバー人材センター

3 委託期間

2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで

津市告示第106号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2第1項の規定に基づき駐車料金の徴収の事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31年4月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する駐車料金

久居駅東口駐車場の駐車料金

2 委託先

- (1) 横浜市港北区菊名7丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
- (2) 津市丸之内9番18号
株式会社三交コミュニティ

3 委託期間

- (1) 2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日まで
- (2) 2019年（平成31年）4月1日から2019年7月31日まで

香良洲公民館	津市香良洲町 1 8 7 6 番地 1								
倭公民館	津市白山町中 ノ村 5 8 1 番地								
竹原コミュニティ防災センター	津市美杉町竹 原 2 4 1 番地 1								
竹原多目的集会所	津市美杉町竹 原 2 8 2 1 番地								
美杉竹原体育館	津市美杉町竹 原 2 7 9 6 番地								
高田本山専修寺	津市一身田町 2 8 1 9 番地								
長安寺	津市白塚町 5 2 9 1 番地								
西念寺	津市北河路 5 3 8 番地								
北河路集会所	津市北河路 5 4 7 番地								
正源寺	津市一色町 5 2 5 番地								
東光寺	津市安東町 1 2 8 9 番地								
西光寺	津市安東町 1 9 4 2 番地								
桃園情報センター	津市新家町 1 3 6 5 番地 5								

桃園地区集会所	津市川方町 4 7 5 番地 2								
河原集会所	津市芸濃町雲 林院 8 1 6 番 地 1 7								
下川公民館	津市芸濃町雲 林院 1 1 9 2 番地 3								
多門公民館	津市芸濃町多 門 8 5 7 番地								
萩野区集会所	津市芸濃町萩 野 7 2 8 番地 1								
岡本公民館	津市芸濃町岡 本 4 2 2 番地								
岩城区集落 センター	津市安濃町草 生 1 4 8 6 番 地								
生水区公民 館	津市安濃町草 生 6 2 5 7 番 地								
安倍区公民 館	津市安濃町安 倍 4 0 9 番地 1								
井上区集落 センター	津市安濃町川 西 1 4 4 6 番 地								
南神山集落 センター	津市安濃町南 神山 1 0 0 番 地								
荒木区公民 館	津市安濃町荒 木 2 1 7 番地								

レインボー 安濃集会所	津市安濃町内 多 2 8 6 番地 1 4								
粟加区公民館	津市安濃町粟 加 5 1 8 番地								
佐倉園集会所	津市安濃町清 水 1 1 2 番地 2 8								
地家区民会館	津市香良洲町 2 3 7 番地 1								
馬場区民会館	津市香良洲町 1 0 5 6 番地								
高砂区民会館	津市香良洲町 3 6 7 5 番地 5 0								
砂原区民会館	津市香良洲町 1 7 0 3 番地 2								
小松区民会館	津市香良洲町 7 8 6 番地 2								
石橋公会所	津市一志町石 橋 3 0 1 番地 2								
瀬古集会所	津市白山町川 口 2 0 2 2 番 地								
川口公民館	津市白山町川 口 1 9 6 8 番 地								
口佐田集会所	津市白山町佐 田 1 7 8 番地								

大御堂公民館（柳瀬分館）	津市美杉町八知3898番地2								
津市久居消防署南分署	津市雲出本郷町1631番地10								

2 指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	川口中集会所	津市白山町川口158

津市告示第 1 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 7 年津市告示第 2 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

汐彩の街自治会

三重県津市島崎町 1 7 4 番地 7

代表者 木村 峰蘭

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	加藤 剛 三重県津市島崎町 1 7 4 番地 1
変更後	木村 峰蘭 三重県津市島崎町 1 7 4 番地 7

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市島崎町 1 7 4 番地 1
変更後	三重県津市島崎町 1 7 4 番地 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 2 4 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月26日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市美里保健センター運動施設の使用料
- 2 委託先
津市西古河町4番12号
株式会社ジャパンスポーツ運営
- 3 委託期間
2019年5月1日から2020年3月31日まで

津市告示第 1 1 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 4 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 4 月 1 0 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市公告第 5 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市半田字五反田 3 6 6 番 5、3 6 7 番 3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

(1) 津市神戸 1 4 2 4 番地 5 県営住宅神戸団地 P 1 棟 4 0 6

黒田 裕規

(2) 津市神戸 1 4 2 4 番地 5 県営住宅神戸団地 P 1 棟 4 0 6

黒田 美香

津市公告第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年4月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成31年4月12日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市半田字稗原521番1、522番1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市藤方1094番地1
木下 榮雄

津市公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年4月16日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成31年4月15日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字一ツ谷3088番2ほか12筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス株式会社
代表執行役 井上 亮

津市公告第61号

津市商店街にぎわい創出活動支援業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成31年4月16日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市商店街にぎわい創出活動支援業務公募型プロポーザル
実施要領

平成31年4月

津市

津市商店街にぎわい創出活動支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

津市では、平成24年度から、国立大学法人三重大学と連携し、「中心市街地活性化オープンディスカッション」を開催して以来、市民・学生・商店街関係者など様々な方の意見を頂きながら、中心市街地等におけるまちの賑わい創出に取り組んできた。

このような中、平成29年度より、継続的かつ恒常的な中心市街地の商店街を始めとしたまちの賑わい創出と商業の振興を図るため、民間事業者が有するネットワークや情報発信能力を最大限活用し、企画から運営までを市民主導で実施可能となるような仕組み作りに係る手法について提案を受け、最も優秀な提案事業者を実施事業者とする公募型プロポーザル方式を採用した。

その結果、既存の活動団体が継続的な賑わい創出に繋がるイベントの企画運営を実施しているほか、新たな参加者を本事業へ参画させることもでき、参加者間の新たなネットワーク構築を促すことにもつながった。

このことから、今年度においても、より多くの方が本事業に参画し、そこから構築されるネットワークを活用しながら、中心市街地の商店街を始めとしたまちの賑わい創出と商業の振興を図るため、その手法等について、民間事業者より提案を受け、実施事業者を公募型プロポーザル方式により決定するものとする。

2 業務の内容

(1) 業務内容の詳細

- ・ 中心市街地の商店街等に賑わいを創出する取組（※）に、市民・学生・商店街関係者など様々な立場の人が、積極的により多く参画できるような場の提供と参画を促すための効果的な情報発信

※ 中心市街地の商店街等に賑わいを創出する取組の具体例

- ① 中心市街地等における賑わいづくりに係る取組
 - ② 商店街と連携した空き地・空き店舗等の活用に係る取組
 - ③ 市や商店街等の効果的な情報発信に係る取組み
- ・ 参加者間のネットワーク構築及び連携体制の構築支援
 - ・ 中心市街地の商店街等を活性化するため、自ら活動しようとする団体等の立上げ支援及び活動団体に対する体制強化と自立支援

(2) 履行期間

契約締結日から2020年3月31日

- (3) 提案上限額 1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。ただし、上記提案上限額を超えてはならないものとし、提案上限額を超えた提案は無効とする。

3 企画提案の概要

- (1) 名称 津市商店街にぎわい創出活動支援業務
 (2) 提案書内容（以下の項目に従って作成すること。）

提案書記載項目

1	提案の概要 本事業に関する提案の概要、市民・学生・商店街関係者など様々な人の参画の実現方法、支援を想定する活動団体などを提案すること。
1-1	提案の概要について
1-2	まちの賑わいを創出する新たな人材の参画実現方法
1-3	個人・団体間のネットワーク構築手法
1-4	参画可能な団体名等
1-5	参画する団体等の自立化に向けたノウハウ・支援実績の有無
2	本事業の実施体制 本事業の実施体制について、記載すること。業務の一部を外注・再委託する場合は、その相手方（予定）及び内容を記述すること。
2-1	責任者
2-2	事業実施体制
3	事業実施スケジュール 事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールを記述すること。
4	予算 本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記述すること。
5	類似事業の実施実績 過去5年以内に類似業務（まちの賑わい創出に取り組む団体への支援や、まちの賑わいに係る企画、運営等）の実績がある場合は記述すること。

※ 提案書記載項目の詳細については、別紙「津市商店街にぎわい創出活動支援業務委託」仕様書及び評価基準（様式第8号）を参照のこと。

※ 提案書の作成に当たっては、別紙「津市商店街にぎわい創出活動支援業務企画提案書作成要領」を参照のこと。

(3) 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市 商工観光部 商業振興労政課

TEL 059-229-3169

E-mail 229-3114@city.tsu.lg.jp

(4) 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者であること。

ア 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の(ア)から(エ)の書類を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

イ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

エ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、

又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(5) 参加資格要件確認基準日

津市が参加表明書を受理した日から、受注者と本事業に係る契約を締結するまでの間とする。

(6) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、本実施要領「3 企画提案の概要 (4) 参加資格要件 ア」に記載する(ア)から(エ)の書類

(イ) 提出期限 2019年（平成31年）4月26日（金）午後3時まで（遅れた場合参加は認めない。）

(ウ) 提出部数 1部

(エ) 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛
(津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎7階)

(オ) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。
(期限内必着)

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提案書類

a 企画提案書

- ・ 提出部数 提案書（様式第2号に代表者印押印のもの）1部、
提案書（様式第2号を除いたもの）10部
計11部
なお、同提案書をPDF化形式としたものをCD-Rでも提出すること。
- ・ 作成要領 提案書本文：20ページ以内（A4版横書き）。
提案書（様式第2号を除いたもの）については、提案者名社標などの表示を行わないこと。提案者名の表示が認められた場合には失格とするため、注意すること。
様式第8号の項目を対象に評価を実施するので、提案書の該当ページを様式第8号に記載し、提案書と一緒に提出すること。

b 見積書（様式第5号）

- ・ 提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・ 作成要領 提案書記載の見積内容で作成したもの。本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記載すること。

c 提出期限 2019年5月9日（木）午後3時まで
（遅れた場合参加は認めない。）

d 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛

e 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。
（期限内必着）

(7) 質問受付・回答

ア 質問受付期間

(ア) 日 時 2019年（平成31年）4月22日（月）午後1時まで

(イ) 受付方法 質問書（様式第6号）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。（必ず着信確認を行ってください。）

E-Mail：229-3114@city.tsu.lg.jp

イ 質問回答

回答は、2019年（平成31年）4月24日（水）までに、その時点で参加意思を表明している全者に対し、一斉に送信する。

なお、回答送信後に参加意思を表明した者に対しては、参加表明書提出後、速やかに回答を送信する。

※ 企画提案書類作成に関して、電話、口頭による照会には対応しない。

※ 提案書提出後に、津市より内容に関する照会をすることがある。

(8) プロポーザル実施スケジュール

公告	2019年（平成31年）4月16日（火）
実施要領等の配布	2019年（平成31年）4月16日（火）から4月24日（水）午後3時まで
質問書の受付	2019年（平成31年）4月16日（火）から4月22日（月）午後1時まで
質問書の回答期限	2019年（平成31年）4月24日（水）
参加表明書提出期限	2019年（平成31年）4月26日（金）午後3時まで
資格審査結果通知	2019年5月7日（火）
提案書提出期限	2019年5月9日（木）午後3時まで
第一次審査（提案書類審査）	2019年5月14日（火）
第一次審査結果通知	2019年5月16日（木）
第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	2019年5月21日（火）
第二次審査結果通知	2019年5月23日（木）以降速やかに

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

受注者選考に当たっては、津市商店街にぎわい創出活動支援業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は様式第8号の項目を対象とする評価による。提案者が1者のみの場合であっても、第一次審査及び第二次審査を実施する。また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第一次審査の実施

第一次審査では、企画提案書記載内容の技術評価（書類審査及び価格評価）を行い、それら評価点の合計点の上位3者を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査の実施

企画提案書記載内容等について評価するためプレゼンテーションを下記の日時にて実施する。提案者当たり説明20分、質疑応答30分以内とする。

ただし、提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

プレゼンテーションの参加人数は10名までとする。

なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。

開催日 2019年5月21日（火）

場所 津リージョンプラザ2階 第3会議室

※プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは津市において準備するがその他必要とする機材については、提案者が手配すること。

※開催日、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。

(4) 審査及び評価結果の通知

結果については、2019年5月21日（火）以降速やかに提案全者に対し通知する。

(5) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、津市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(6) 受注者

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(7) 契約締結

契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

5 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○(注1)
	見積書	×	△(注2)
	その他提出書類	×	○(注1)
採点表(合計点)		○(注3)	○
採点表(各評価項目点)		×	
委員名簿		○(注4)	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該業者の競争上の地位、その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者の決定後は、採点表(合計点)を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

6 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、指定の様式(様式第7号)を使用し、参加辞退届を2019年5月7日(火)午後3時までに津市商工観光部商業振興労政課宛に提出すること。

- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付すること。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 2. 業務の概要(3)記載の提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案
- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできない。
- (12) 本企画提案に要した全ての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となることに留意すること。

様式第1号

参加表明書

年 月 日

津市長 様

平成31年 月 日付け調達公告に係る下記業務の公募型プロポーザルについて、実施要領等に示す参加資格要件を満たす者であることを誓約し、企画提案に参加します。

記

業務名 津市商店街にぎわい創出活動支援業務委託

事業者名	
所在地	
代表者名	⑩
担当者名 (連絡先)	
電話	
FAX	
E-mail	

様式第2号

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

⑨

企 画 提 案 書

平成31年 月 日付で公告のありました「津市商店街にぎわい創出活動支援業務」に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

部署名

氏名(フリガナ)

電話

FAX

メールアドレス

会社概要及び業務実績

(1) 会社概要

名称	
代表者 (職名・氏名)	
所在地	
連絡先	
設立年	
資本金	
全従業員数	
主な事業内容	
特記事項 (本社情報等)	

(2) 業務実績

①過去5年間の同種・類似した業務実績を、契約金額の大きい順に記入してください。

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

②

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

③

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

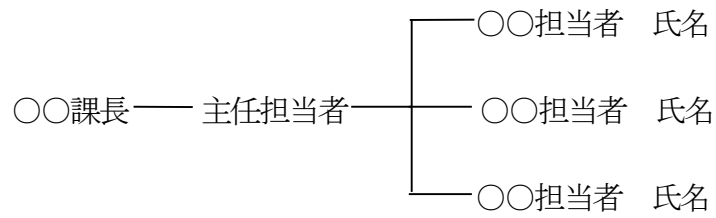
※記載する業務実績は最大3件までとします。

※上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。

業務実施体制

- ・本業務を行う場合の実施体制を記入してください。
- ※実施体制において、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記すること。

参考例



見 積 書

年 月 日

津市長 様

住所（所在地）：

商号（名称）：

代表者：

印

見積金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（ 税 込 ）

ただし、

（業務名）津市商店街にぎわい創出活動支援業務

（内 訳）別途添付

様式第6号

年 月 日

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市商店街にぎわい創出活動支援業務」について以下のとおり質問・疑義照会をいたします。

事業者名	
所 属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

件 名	

様式第7号

参 加 辞 退 届

「津市商店街にぎわい創出活動支援業務」プロポーザルに、参加表明書を提出しましたが、参加を辞退します。

年 月 日

(あて先) 津市長

提案者

住 所

会 社 名

代 表 者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式第 8 号

1 提案の概要（満点 60 点）		該当頁	配点
1-1 提案の概要について	具体的な取組内容を記載すること。また、平成 24 年度から実施している本事業の取組みを踏まえ、より多くの人々の参画を促し、きめ細やかに各団体の活動を支援することで、継続的かつ恒常的な賑わい創出を目指す提案となっているか。		15
1-2 まちの賑わいを創出する新たな人材の参画実現方法	市民・学生・商店街関係者など、まちの賑わいを創出する新たな人材の参画手法が具体的かつ現実的に記述されているか。		15
1-3 個人・団体間のネットワーク構築手法	本事業に参画する個人・団体間のネットワークの構築手法が具体的に記述されているか。		15
1-4 参画可能な団体名等	まちの賑わい創出に繋がり、かつ、本事業へ参画可能な団体名がそれぞれ具体的に記述されているか。また、参画する団体のそれぞれの活動内容が記述されているか。		5
1-5 参画する団体等の自立化に向けたノウハウ・支援実績の有無	本事業に参画し、まちの賑わい創出を目指して各団体が取り組む活動の自立化を促すノウハウ・実績を有しているか。		10
2 本事業の実施体制（満点 15 点）			
2-1 責任者	責任者（業務の一部を再委託する提案者は、再委託先の責任者を含む）が明記されているか。		5
2-2 事業実施体制	各業務の実施体制と役割分担は明記されているか。（人員構成、各業務担当部門の業務実施場所など含み、業務の一部を再委託する提案者は、再委託を予定する業務範囲、再委託先の体制を含む）		10
3 事業実施スケジュール（満点 5 点）			
3-1 事業実施スケジュール	事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールが明記されているか。また、業務遂行において無理のないスケジュールとなっているか。		5

4 予算（満点 10 点）

4-1 予算	本事業における各取組に要する費用及び全体予算が記述されているか。また、提案価格が提案上限額内であり、かつコストパフォーマンスに優れているか。	10
--------	--	----

5 類似事業の実施実績（満点 10 点）

5-1 類似事業の実施実績	類似業務（まちの賑わい創出に取り組む団体への支援や、まちの賑わいに係る企画、運営等）について、過去 5 年以内の実績が記述されているか。	10
---------------	--	----

委託業務仕様書

1 委託業務名

津市商店街にぎわい創出活動支援業務委託

2 目的

津市では、平成24年度から、国立大学法人三重大学と連携し、継続的かつ恒常的な中心市街地の商店街をはじめとしたまちの賑わい創出と商業の振興を図るため、市民・学生・商店街関係者など様々な方の意見をいただきながら、中心市街地等におけるまちの賑わい創出に取り組んできた。

このような中、平成29年度より、民間事業者が有するネットワークや情報発信能力を最大限活用しながら、各団体の活動を支援し、団体の自立を促進することで、企画から運営までを市民主導で実施可能となるような仕組み作り等に取り組む、その結果、参加者間の連携によるネットワーク構築を促すことや、学生等の新たな活動団体を本事業へ参画させることにも繋がっている。

このことから、今年度においては、これまでの取組みをさらに発展させ、市民主導による、中心市街地の商店街をはじめとしたまちの賑わい創出と商業の振興を図るため本事業を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から、2020年3月31日まで

4 業務概要

ア 業務内容

- ・中心市街地の商店街等に賑わいを創出する取組み（※）に、市民・学生・商店街関係者など様々な立場の人が、積極的により多く参画できるような場の提供と参画を促すための効果的な情報発信

※中心市街地の商店街等に賑わいを創出する取組みの具体例

- ①中心市街地等における賑わいづくりに係る取組み
 - ②商店街と連携した空き地・空き店舗等の活用に係る取組み
 - ③市や商店街等の効果的な情報発信に係る取組み
- ・参加者間のネットワーク構築及び連携体制の構築支援
 - ・中心市街地の商店街等を活性化するため、自ら活動しようとする団体等の立上げ支援及び活動団体に対する体制強化と自立支援

イ 事業実施スケジュールの作成

全体的な事業推進を円滑に実施するため、全体事業計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、計画書の作成にあたっては、発注者と協議すること。

ウ 事業参加者への周知及び啓発

市民・学生・商店街関係者など様々な人に対して、取組みについての周知を行い、積極的に参画を促すこと。また、イベント等への参加者への周知及び啓発については、ポスター及びチラシの作成、新聞等への掲載及び折込等、効果的な方法を検討し実施すること。ただし、広報津掲載や各公共施設等への掲示等については発注者が行うものとする。なお、ポスター等を作成する場合、その内容については、事前に発注者と協議すること。

エ 結果の報告

イベント等を開催したときは、随時、発注者に結果を報告すること。

5 事業実績報告書の作成

すべての事業が完了したときは、事業実績報告書を作成し、発注者に提出すること。

6 その他

本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定すること。

津市商店街にぎわい創出活動支援業務企画提案書作成要領

1 企画提案書

- (1) 提出書類の名称
津市商店街にぎわい創出活動支援業務企画提案書
- (2) 企画提案書の様式
日本工業規格A4版縦、横書きで20ページ以内
- (3) 提出部数
代表者印押印のもの1部、写し10部の計11部

2 提出

- (1) 提出方法
持参または郵送
- (2) 提出期限
2019年5月9日（木）午後3時まで
- (3) 提出先
津市商工観光部商業振興労政課

3 提案書に記載すべき項目

- (1) 津市にぎわい創出活動支援業務委託に係る項目
 - ア 本事業に関する提案の概要
 - イ まちの賑わいを創出する新たな人材の参画実現方法
 - ウ 個人・団体間のネットワーク構築手法
 - エ 参画可能な団体名等
 - オ 参画する団体等の自立化に向けたノウハウ・支援実績の有無
 - カ 本事業において、提案者が行おうとする独自の取組み
- (2) 貴社の提案の特徴や優位性
- (3) 会社概要及び業務実績（様式第3号）
 - ア 最新の会社概要
 - イ 本業務と類似の業務委託の実績（過去5年間）
- (4) 本事業の実施体制（様式第4号）

当業務の実施体制がわかる責任者及び担当者の構成、業務分担、経歴及び経験年数等を記載してください。

なお、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記してください。

(5) 事業実施スケジュール及び見積金額

ア 事業実施スケジュール

事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールを記載してください。

イ 見積金額

見積書（様式第5号）には、本事業における各取組みに要する費用及び全体予算額（消費税及び地方消費税を含む）を記載し、その内訳を添付してください。

なお、本業務は1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額としますが、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。

4 企画提案書作成に関する留意事項

- (1) 提案書には、提案者名社標などの表示は一切記載しないでください。
- (2) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとします。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付してください。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことはできません。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めないこととします。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案してください。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならないものとします。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効となります。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案

- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成しますが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなします。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできないものとします。
- (12) 本企画提案に要したすべての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となります。

津市公告第62号

津市商店街等活性化支援塾業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成31年4月19日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市商店街等活性化支援塾業務公募型プロポーザル
実施要領

平成31年4月

津市

津市商店街等活性化支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

津市では、平成24年度から国立大学法人三重大学と連携し、商店街等の賑わい創出と商業の振興に取り組んできた。その中で、商店街等において新たな価値創造に繋がる講義等を実施し、商店街全体の魅力向上や新たな店主等の賑わい創出の担い手育成を図る「中心市街地新価値創造道場事業」を実施してきた。

このような中、昨年度は、この事業を更に発展的に推進し、実際の商店街等における課題を把握し、商店街の魅力向上や新たな層の来街促進について学べる機会を提供するため、民間事業者が有するネットワークや情報収集力を最大限活用し、商店街等の実践的な課題解決に向けた仕組みに係る手法について提案を受け、最も優秀な提案事業者を実施事業者とする公募型プロポーザル方式を採用した。

その結果、実際の商店街の空き店舗調査を実施し、その実態把握が可能となったほか、幅広いジャンルの講師による勉強会等を実施し、新たなネットワークの構築へとつながった。

このことから、今年度においても、商店街関係者が直面する課題を正確に把握するとともに、商店街の魅力向上に繋がる新たな層とのネットワーク構築を促す講義の実施及び的確な講師の選定等について、民間事業者からの提案を受け、実施事業者を公募型プロポーザル方式により決定するものとする。

2 業務の内容

(1) 業務内容の詳細

- ・市内の商店街が実際に抱える問題や現状を把握し、改めて課題等を関係者間で再認識できる機会を提供する。
- ・商店街全体の魅力向上と新たな層の来街促進を図るため、各商店街における共通の課題等について、関係者全体で学べる機会を提供する。
- ・各商店街が有する独自の課題に対しては、それぞれの特性を踏まえた課題解決手段を見出すための支援を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から2020年3月31日

(3) 提案上限額 1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。ただし、上記提案上限額を超えてはならないものとし、提案上限額を超えた提案は無効とする。

3 企画提案の概要

- (1) 名称 津市商店街等活性化支援塾業務
- (2) 提案書内容（以下の項目に従って作成すること。）

提案書記載項目

1 提案の概要 本事業に関する提案の概要、市内商店街の問題等の把握方法や、講義等の企画内容、周知方法などを提案すること。
1-1 提案の概要について
1-2 市内の商店街等が抱える問題や現状の把握方法
1-3 商店街等における共通課題等に係る講義等の企画内容について
1-4 関係者への周知方法
1-5 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法
2 本事業の実施体制 本事業の実施体制について、記載すること。業務の一部を外注・再委託する場合は、その相手方（予定）及び内容を記述すること。
2-1 責任者
2-2 事業実施体制
3 事業実施スケジュール 事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールを記述すること。
4 予算 本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記述すること。
5 類似事業の実施実績 過去5年以内に類似業務（まちの賑わい創出に取り組む団体への支援や、まちの賑わいに係る企画、運営等）の実績がある場合は記述すること。

※ 提案書記載項目の詳細については、別紙「津市商店街等活性化支援塾業務委託」仕様書及び評価基準（様式第8号）を参照のこと。

※ 提案書の作成に当たっては、別紙「津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書作成要領」を参照のこと。

- (3) 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市 商工観光部 商業振興労政課

TEL 059-229-3169

E-mail 229-3114@city.tsu.lg.jp

(4) 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者であること。

ア 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の(ア)から(エ)の書類を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

イ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

エ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(5) 参加資格要件確認基準日

津市が参加表明書を受理した日から、受注者と本事業に係る契約を締結するまでの間とする。

(6) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、本実施要領「3 企画提案の概要 (4) 参加資格要件 ア」に記載する(ア)から(エ)の書類

(イ) 提出期限 2019年5月9日（木）午後3時まで
（遅れた場合参加は認めない。）

(ウ) 提出部数 1部

(エ) 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛
（津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎7階）

(オ) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。
（期限内必着）

イ 企画提案に関するもの

(ア) 提案書類

a 企画提案書（様式第2号）

- ・提出部数 提案書（様式第2号に代表者印押印のもの）1部
提案書（様式第2号を除いたもの）10部 計11部
なお、同提案書をPDF化形式としたものをCD-Rでも提出すること。
- ・作成要領 提案書本文：20ページ以内（A4版横書き）。
提案書（様式第2号を除いたもの）については、提案者名社標などの表示を行わないこと。提案者名の表示が認められた場合には失格とするため、注意すること。
様式第8号の項目を対象に評価を実施するので、提案書の該当ページを様式第8号に記載し、提案書と一緒に提出すること。

b 見積書（様式第5号）

- ・提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・作成要領 提案書記載の見積内容で作成したもの。本事業における各取組に要する費用及び全体予算を記載すること。

c 提出期限 2019年5月17日（金）午後3時まで （遅れた場合参加は認めない。）

d 提出先 津市商工観光部商業振興労政課 宛

e 提出方法 上記提出先に持参又は郵送すること。 （期限内必着）

(7) 質問受付・回答

ア 質問受付期間

(ア) 日 時 2019年（平成31年）4月25日（木）午後1時まで

(イ) 受付方法 質問書（様式第6号）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。

E-Mail : 229-3114@city.tsu.lg.jp

イ 質問回答

回答は、2019年5月7日（火）までに、その時点で参加意思を表明している全者に対し、一斉に送信する。

なお、回答送信後に参加意思を表明した者に対しては、参加表明書提出後、速やかに回答を送信する。

※企画提案書類作成に関して、電話、口頭による照会には対応しない。

※提案書提出後に、津市より内容に関する照会をすることがある。

(8) プロポーザル実施スケジュール

公告	2019年（平成31年）4月19日（金）
実施要領等の配布	2019年（平成31年）4月19日（金） から4月26日（金）午後3時まで
質問書の受付	2019年（平成31年）4月19日（金） から4月25日（木）午後1時まで
質問書の回答期限	2019年5月 7日（火）
参加表明書提出期限	2019年5月 9日（木）午後3時まで
資格審査結果通知	2019年5月14日（火）
提案書提出期限	2019年5月17日（金）午後3時まで
第一次審査 （提案書類審査）	2019年5月23日（木）
第一次審査結果通知	2019年5月27日（月）
第二次審査 （プレゼンテーション 及び質疑応答）	2019年5月30日（木）
第二次審査結果通知	2019年6月 3日（月）以降速やかに

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査及び評価方法

受注者選考に当たっては、津市商店街等活性化支援塾業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は様式第8号の項目を対象とする評価による。提案者が1者のみの場合であっても、第一次審査及び第二次審査を実施する。また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第一次審査の実施

第一次審査では、企画提案書記載内容の技術評価（書類審査及び価格評価）を行い、それら評価点の合計点の上位3者を第一次審査通過者として選定する。

(3) 第二次審査の実施

企画提案書記載内容等について評価するためプレゼンテーションを下記の日時にて実施する。1提案者当たり説明20分、質疑応答30分以内とする。ただし、提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

プレゼンテーションの参加人数は10名までとする。なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。

開催日 2019年5月30日（木）

場所 津リージョンプラザ2階 第3会議室

※プレゼンテーションの説明に必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは津市において準備するがその他必要とする機材については、提案者が手配すること。

※開催日、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。

(4) 審査および評価結果の通知

結果については、2019年6月3日（月）以降速やかに提案全者に対し通知する。

(5) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、津市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(6) 受注者

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(7) 契約締結

契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

5 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○(注1)
	見積書	×	△(注2)
	その他提出書類	×	○(注1)
採点表（合計点）		○(注3)	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○(注4)	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該業者の競争上の地位、その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者の決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

6 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式第7号）を使用し、参加辞退届を2019年5月15日（水）午後3時までに津市商工観光部商業振興労政課宛に提出すること。

- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付すること。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことができない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 2. 業務の概要(3)記載の提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案
- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできない。
- (12) 本企画提案に要した全ての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となることに留意すること。

様式第1号

参加表明書

年 月 日

津市長 様

平成31年 月 日付け調達公告に係る下記業務の公募型プロポーザルについて、実施要領等に示す参加資格要件を満たす者であることを誓約し、企画提案に参加します。

記

業務名 津市商店街等活性化支援塾業務委託

事業者名	
所在地	
代表者名	⑩
担当者名 (連絡先)	
電話	
FAX	
E-mail	

様式第2号

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

⑨

企 画 提 案 書

平成31年 月 日付で公告のありました「津市商店街等活性化支援塾業務」に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

部署名

氏名(フリガナ)

電話

FAX

メールアドレス

会社概要及び業務実績

(1) 会社概要

名称	
代表者 (職名・氏名)	
所在地	
連絡先	
設立年	
資本金	
全従業員数	
主な事業内容	
特記事項 (本社情報等)	

(2) 業務実績

①過去5年間の同種・類似した業務実績を、契約金額の大きい順に記入してください。

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

②

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

③

件名	
受託者	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	

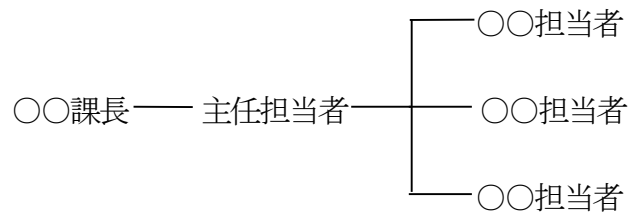
※記載する業務実績は最大3件までとします。

※上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。

業務実施体制

- ・本業務を行う場合の実施体制を記入してください。
- ※実施体制において、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記すること。

参考例



見 積 書

年 月 日

津市長 様

住所（所在地）：
商号（名称）：
代表者： 印

見積金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（ 税 込 ）

ただし、

（業務名）津市商店街等活性化支援塾業務

（内 訳）別途添付

様式第6号

年 月 日

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市商店街等活性化支援塾業務」について以下のとおり質問・疑義照会をいたします。

事業者名	
所 属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

件 名	

様式第7号

参 加 辞 退 届

「津市商店街等活性化支援塾業務」プロポーザルに、参加表明書を提出しましたが、参加を辞退します。

年 月 日

(あて先) 津市長

提案者

住 所

会社名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式第 8 号

1 提案の概要（満点 65 点）		該当頁	配点
1-1 提案の概要について	具体的な取組内容を記載すること。また、平成 27 年度から実施している本事業の取組みを踏まえ、その内容を活かしつつ、当事業の目的を達成するための新たな取組み等を取り入れた提案となっているか。		15
1-2 市内の商店街等が抱える問題や現状の把握方法	市内商店街が抱える問題や現状について、どのような手法をもって把握するかが、具体的かつ現実的に記述されているか。		15
1-3 商店街等における共通課題に対する講義等の企画内容について	商店街における共通課題を把握した上で、どのような講義等を実施するか、その内容や実施方法について、具体的に記述されているか。		15
1-4 関係者への周知方法	本事業で実施する講義等へ、より多くの商店街関係者を参加させるための周知方法が具体的に記述されているか。		10
1-5 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法	各商店街が有する独自の課題等に対して、その課題解決手段を見出すための支援方法が具体的に記述されているか。		10
2 本事業の実施体制（満点 15 点）			
2-1 責任者	責任者（業務の一部を再委託する提案者は、再委託先の責任者を含む）が明記されているか。		5
2-2 事業実施体制	各業務の実施体制と役割分担は明記されているか。（人員構成、各業務担当部門の業務実施場所など含み、業務の一部を再委託する提案者は、再委託を予定する業務範囲、再委託先の体制を含む）		10

3 事業実施スケジュール（満点 10 点）

3-1 事業実施スケジュール	事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールが明記されているか。また、業務遂行において無理のないスケジュールとなっているか。	10
----------------	---	----

4 予算（満点 5 点）

4-1 予算	本事業における各取組に要する費用及び全体予算が記述されているか。また、提案価格が提案上限額内であり、かつコストパフォーマンスに優れているか。	5
--------	--	---

5 類似事業の実施実績（満点 5 点）

5-1 類似事業の実施実績	本事業と同様の目的を達成するための類似業務（商店街等の賑わい創出や商業振興に係る業務の企画、運営等）について、過去 5 年以内の実績が記述されているか。	5
---------------	--	---

委託業務仕様書

1 委託業務名

商店街等活性化支援塾業務委託

2 目的

商店街の賑わい創出及び商業の振興を目的とし、市内商店街の現状把握等に係る取組みの実施を通じて、各商店街における課題等を明らかにすることで、商店街関係者間において共通課題としての再認識を促す。また、同関係者に対して商店街の魅力向上や新たな層の来街促進について学ぶ機会を提供するとともに、起業に興味をもつ人材との繋がり場の提供することで、新たな価値の創造及びそれを担う人材育成を促し、各商店街の課題解決に向けた自発的かつ実践的な取組みの実施へとつなげる。

3 事業履行期間

契約締結の日から、2020年3月31日まで

4 事業内容

(1) 事業概要

- ・市内の商店街が実際に抱える問題や現状を把握し、改めて課題等を関係者間で再認識できる機会を提供する。
- ・商店街全体の魅力向上と新たな層の来街促進を図るため、各商店街における共通の課題等について、関係者全体で学べる機会を提供する。
- ・各商店街が有する独自の課題に対しては、それぞれの特性を踏まえた課題解決手段を見出すための支援を行う。

(2) 事業計画書の作成

全体的な事業推進を円滑に実施するため、全体事業計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、計画書の作成にあたっては、発注者と協議すること。

(3) 結果の報告

各イベント等を開催したときは、随時、発注者に結果を報告すること。

5 事業実績報告書の作成

全ての事業が完了したときは、事業実績報告書を作成し、発注者に提出すること。

6 その他

本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定すること。

津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書作成要領

1 企画提案書

- (1) 提出書類の名称
津市商店街等活性化支援塾業務企画提案書
- (2) 企画提案書の様式
日本工業規格A4版縦、横書きで20ページ以内
- (3) 提出部数
代表者印押印のもの1部、写し10部の計11部

2 提出

- (1) 提出方法
持参又は郵送
- (2) 提出期限
2019年5月17日（金）午後3時まで
- (3) 提出先
津市商工観光部商業振興労政課

3 提案書に記載すべき項目

- (1) 津市商店街等活性化支援塾業務委託に係る項目
 - ア 本事業に関する提案の概要
 - イ 市内の商店街が抱える問題や現状の把握方法
 - ウ 商店街における共通課題に対する講義等の企画内容について
 - エ 関係者への周知方法
 - オ 各商店街が有する独自の課題に対する支援方法
- (2) 貴社の提案の特徴や優位性
- (3) 会社概要及び業務実績（様式第3号）
 - ア 最新の会社概要
 - イ 本業務と類似の業務委託の実績（過去5年間）
- (4) 本事業の実施体制（様式第4号）

当業務の実施体制がわかる責任者及び担当者の構成、業務分担、経歴及び経験年数等を記載してください。

なお、他の業者等に再委託（下請けを含む。）をする場合は、その旨を明記してください。

(5) 事業実施スケジュール及び見積金額

ア 事業実施スケジュール

事業開始から契約期限までの全体スケジュールを記載してください。

イ 見積金額

見積書（様式第5号）には、本事業における各取組みに要する費用及び全体予算額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載し、その内訳を添付してください。

なお、本業務は1,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額としますが、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。

4 企画提案書作成に関する留意事項

- (1) 提案書には、提案者名社標など提案者に関する表示は一切記載しないでください。
- (2) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとします。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の経験を有することを示す書類等を添付してください。
- (4) 提案者は、一つの提案しか行うことはできません。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めないこととします。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。
- (7) 提案者は、情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案してください。
- (8) 提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならないものとします。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効となります。
 - ア 実施要領等に示した参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案

- (10) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成しますが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載してください。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなします。
- (11) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできないものとします。
- (12) 本企画提案に要した全ての費用について津市に請求することはできず、提案者の負担となります。

津市公告第63号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年4月22日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

431042201

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	営繕課	
業 務 名	平成31年度営生学第1-3号 椋本地区放課後児童クラブ新築工事に係る地質調査業務委託			
業 務 場 所	津市 芸濃町椋本	地内		
業 務 概 要	機械ボーリング 1箇所(計16m)			
期 間	契約締結の日から 2019年7月26日 まで			
発 注 業 種	地質調査			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	地質調査	
		部 門	地質調査	
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	961,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	免 除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

431042202

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	営繕課	
業 務 名	平成31年度當地調第1-2号 津市中央市民館多目的便所設置工事に係る設計業務委託			
業 務 場 所	津市 愛宕町 地内			
業 務 概 要	改修 (建具改修、内装改修、躯体改修) ※上記に係る設計業務委託 一式			
期 間	契約締結の日から 2019年9月2日 まで			
発 注 業 種	建築関係コンサルタント			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	
		部門	建築一般	
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	931,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431042203

公告日	平成31年4月22日	業務担当課	営繕課
業務名	平成31年度営安地第1-5号 旧津市消防団安濃方面団村主分団川西班牙車庫ほか2施設解体工事に係る設計業務委託		
業務場所	津市 安濃町川西及び安濃町東観音寺 地内		
業務概要	解体 旧津市消防団安濃方面団村主分団川西班牙車庫 旧右岸土地改良区事務所 鉄骨造平家建 延面積 97m ² 鉄骨造平家建 延面積 73m ² 旧安濃町水防倉庫 上記に係る設計業務委託 一式 木造平家建 延面積 28m ²		
期間	契約締結の日から 2019年10月7日 まで		
発注業種	建築関係コンサルタント		
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
技術者要件	主任技術者	一級建築士又は二級建築士（本市発注業務における専任配置）	
その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	2019年5月8日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	2019年5月10日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	2019年5月15日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	1,313,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	有		
部分払	無		
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>		

事後審査型条件付一般競争入札

431042204

公告日	平成31年4月22日	業務担当課	営繕課
業務名	平成31年度営観振第1-6号 御殿場海岸南公衆便所新築工事に係る設計業務委託		
業務場所	津市 藤方	地内	
業務概要	新築 鉄筋コンクリート造平家建 延面積 20m2 上記に係る設計業務委託 一式		
期間	契約締結の日から 2019年12月6日 まで		
発注業種	建築関係コンサルタント		
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）	
その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	2019年5月8日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	2019年5月10日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	2019年5月15日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	1,675,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	有		
部分払	無		
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>		

事後審査型条件付一般競争入札

431042205

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-3号 清水処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 河辺町	地内		
業 務 概 要	基準点測量 31点 現地測量 0.019km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年7月19日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	2,993,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042206

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-1号 津北部第7処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 一身田豊野	地内		
業 務 概 要	基準点測量 39点 現地測量 0.019km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年7月31日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,435,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042207

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-4号 津北部第13処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 栄町一丁目及び烏居町 地内			
業 務 概 要	基準点測量 30点 現地測量 0.021km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年7月31日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前10時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	3,633,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042208

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-2号 津北部第10処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 江戸橋一丁目ほか2町 地内			
業 務 概 要	基準点測量 77点 現地測量 0.041km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年8月30日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前10時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	5,691,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042209

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-5号 津北部第15-2処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 観音寺町及び鳥居町 地内			
業 務 概 要	基準点測量 100点 現地測量 0.052km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年9月6日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前11時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	7,819,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042210

公 告 日	平成31年4月22日	業 務 担 当 課	下水道建設課	
業 務 名	平成31年度下建公補第1-7号 津北部第16処理分区公共下水道測量業務委託			
業 務 場 所	津市 観音寺町及び渋見町 地内			
業 務 概 要	基準点測量 170点 現地測量 0.095km ²			
期 間	契約締結の日から 2019年9月27日 まで			
発 注 業 種	測量			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年4月25日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	2019年5月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前11時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	12,245,000 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042211

公 告 日	平成31年4月22日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成31年度営人教第11号 津市高洲町教育集会所改修工事			
工 事 場 所	津市 高洲町	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年8月5日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成31年4月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	2019年5月10日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	2019年5月15日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,933,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431042212

公告日	平成31年4月22日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	平成31年度下建公補第3号 曽根南処理分区公共下水道工事に伴う舗装復旧工事			
工事場所	津市 安濃町曽根	地内		
工事概要	切削オーバーレイ工 692m ²			
工期	契約締結の日から 2019年7月19日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月10日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年4月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	2019年5月8日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	2019年5月10日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	2019年5月15日 午前11時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,579,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

431042213

公告日	平成31年4月22日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	平成31年度下建公補第1-6号 藤方第二排水区雨水幹線実施設計等(基本・詳細)業務委託			
業務場所	津市 藤方	地内		
業務概要	管渠実施設計 基本設計 分流式(雨水) 196ha 詳細設計(貯留管 計画貯留量10,800m ³) シールド工法 1,600m 詳細設計 特殊マンホール 5箇所			
期間	契約締結の日から 2020年3月18日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 貯留量8,700m ³ 以上の貯留管の基本設計又は実施(詳細)設計業務		
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	2019年5月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	2019年5月13日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	2019年5月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	2019年5月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	104,824,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

431042214

公 告 日	平成31年4月22日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成31年度南道維第1号 雲出伊倉津町地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 雲出伊倉津町	地内		
工 事 概 要	側溝工 129m 集水桝・マンホール工 7箇所 表層 332m ² 縁石工 78m 防護柵工 41m 擁壁工 39m 張りコンクリート 340m ²			
工 期	契約締結の日から 2019年9月24日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	2019年5月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	2019年5月13日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	2019年5月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	2019年5月22日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	13,491,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

431042215

公告日	平成31年4月22日	工事担当課	営繕課	
工事名	平成31年度営消総第12号 旧津市白山郷土資料館解体工事			
工事場所	津市 白山町中ノ村	地内		
工事概要	解体 旧津市白山郷土資料館 木造2階建 延面積 544m ² 外構、構内整備 上記に係る解体工事 一式			
工期	契約締結の日から 2019年9月2日 まで			
発注業種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること 解体工事業の新設に伴う経過措置期間終了(2019年5月31日)までに、解体工事業の建設業許可を有していること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 2019年5月17日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	2019年5月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	2019年5月13日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	2019年5月17日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	2019年5月22日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	13,346,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

津市公告第64号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成31年4月22日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市財務書類4表（平成30年度決算）作成業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から2020年3月31日（火）まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 津市競争入札参加資格者名簿（平成31年4月1日時点）の2502「情報処理業務」及び2708「計画策定・コンサルティング」に登載されていること。

(3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 入札参加申込書等の配付

(1) 期間 2019年（平成31年）4月22日（月）から
2019年5月10日（金）まで

(2) 場所 津市政策財務部財政課（市本庁舎4階）又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 仕様書等に関する質問等

(1) 委託業務仕様書等の内容について質問がある場合は、指定の「仕様書等

に関する質問書」により質問項目を御提出ください。

ア 提出期限 平成31年4月26日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所 津市政策財務部財政課(市本庁舎4階)

ウ 提出方法 持参、ファクス又は電子メール

エ その他 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(2) 質問に対する回答

質問項目に対する回答につきましては、2019年5月8日(水)に津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし質問者の氏名等は公表しません。

また、回答に対する再質問は受け付けませんので、質問書には質問内容を明確に記載してください。

5 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 2019年5月10日(金)午後5時15分必着

イ 提出場所 津市政策財務部財政課(市本庁舎4階)

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 宣誓書

提出書類には、津市競争入札参加資格者名簿登載の会社名(支店又は営業所名)、代表者氏名を必ず記入し、印鑑は入札参加資格審査申請時に届け出た使用印(社印、代表者印)を押印してください。入札参加資格の審査結果については、2019年5月16日(木)に文書にて通知します。

6 入札及び開札の日時等

2019年5月23日(木)午後2時から

なお、入札時(入札開始前)には入札者確認票を提出してください(入札用封筒に入れずに入札会場へお持ちください。)。代表者本人が参加する場合でも必要となります。

7 入札及び開札の場所

津市役所 財政課会議室（市本庁舎 4 階）

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封入し入札を行ってください。入札金額は、履行期間を通じた総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記入してください。

また、指定の入札書を使用するとともに、再度入札（原則として 2 回）を行う可能性がありますので、準備してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税分に相当する金額加算した合計金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格内における最低価格入札者とします。

(3) 最低価格入札者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

(5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

(6) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ・送付先】

〒514 - 8611

津市西丸之内23番1号

津市政策財務部財政課

電話番号 059 - 229 - 3124

F A X 059 - 229 - 3388

E - mail 229-3124@city.tsu.lg.jp

津市公告第65号

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成31年4月24日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

市内の小売店・飲食店等において共通して使用できる低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行することにより、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、津市プレミアム付商品券発行事業運営業務の受託事業者を、「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から2020年3月31日まで

(4) 提案限度額

金370,199,000円（消費税及び地方消費税相当額を含み、プレミアム分を含む）

【内訳】

- ・商品券プレミアム分 260,000,000円
- ・事務費 110,199,000円

3 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからエの書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

(2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税(支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び

市町村税)の滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止又は津市競争入札参加の除外措置等の処分を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 業務運営に関して、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。

4 事業者選定スケジュール

① 公募開始・実施要領等の配付開始	2019年(平成31年)4月24日(水)から 2019年5月9日(木)まで
② 質問書の受付期間	2019年(平成31年)4月24日(水)から

	2019年5月7日（火）まで （最終日午後5時必着）
③ 質問への回答	2019年5月8日（水）
④ 参加表明書の提出期限	2019年5月9日（木）午後5時必着
⑤ 資格審査結果通知	2019年5月13日（月）
⑥ 企画提案書の提出期限	2019年5月17日（金）午後5時必着
⑦ 一次審査（書類審査）結果通知	2019年5月24日（金）
⑧ 二次審査（プレゼンテーション）	2019年5月29日（水）
⑨ 選定結果通知・公表	2019年5月31日（金）
⑩ 契約締結	2019年6月上旬

5 公募型プロポーザル実施要領等の配付開始日

(1) 配付開始日

平成31年4月24日（水）

(2) 配布場所

津市ホームページに掲載（下記ページでダウンロード）及び津市商工観光部商業振興労政課窓口で配付

津市ホームページ>トップページ>仕事・産業>商工業>商業振興>津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託に関するプロポーザルについて

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554251006012/index.html>

※郵送による配付は行わない。

(3) 交付資料

ア 公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ 委託仕様書

ウ 各種様式（様式第1号から様式第7号まで）

エ 個人情報取扱特記事項

オ 津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託業者選定審査基準

カ プレミアム付商品券事業実施要領（国（内閣官房プレミアム付商品券施策推進室））

6 質問の受付及び回答

公募に関して質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。なお、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない（必ず着信確認を行ってください）。

(1) 質問の受付

- ア 提出書類 質問書（様式第7号）
- イ 提出期限 2019年5月7日（火）午後5時まで*
*必要な者のみ。
- ウ 提出先 12 担当部署等の電子メールアドレス（229-3114@city.tsu.lg.jp）
に送付

(2) 質問への回答

- ア 回答期日
2019年5月8日（水）
- イ 津市ホームページ商業振興労政課ページ内で公開します。再質問は受け付けませんので、質問内容を明確に記載してください。
なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、質問を行った者の名称等は公表しません。

7 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

(2) 提出期限

- ア 参加表明書 2019年5月9日（木）午後5時必着
- イ 企画提案書 2019年5月17日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

12 担当部署等と同じ

(4) 提出書類

ア 参加表明書関係

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格確認書（様式第2号）

*ただし、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、「3(1)アからエ」の書類を添えて提出すること。

(ウ) 会社概要及び業務実績（様式第3号）

(エ) 納税証明書

a 国税に係る証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

b 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書

なお、支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店

所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書
また、新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」
地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証
する書面

イ 企画提案書関係

- (ア) 企画提案書提出書（様式第4号）
- (イ) 企画提案書（様式第5号）
- (ウ) 見積書（様式第6号）及び内訳書（任意様式）
- (エ) その他補足資料

(5) 提出部数

- ア 参加表明書関係 正本1部
- イ 企画提案書関係 正本1部、副本14部

(6) その他

- ア 用紙はA4縦版（A3版の折り込み可）とし、左綴じ各頁に通し番号を記載すること。
- イ 使用する文字の大きさ、フォントは指定しない。
- ウ 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき、一次審査委員による一次審査（書類審査）を行った後、二次審査委員による二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、契約の相手方の最優先候補者を決定する。

(2) 業者選定委員会

ア 一次審査（書類審査）

- (ア) 日時 2019年5月23日（木）
- (イ) 場所 津市役所内

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (ア) 日時 2019年5月29日（水）
- (イ) 場所 津市役所内*（予定）

*時間、場所等の詳細については別途通知する。

(ウ) 内容

- a プレゼンテーションの時間は30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）とすること。

b プレゼンテーションの説明者は、管理責任者を含め最大3名までとし、説明は、管理責任者又は主たる担当者が行うこと。

c プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書（様式第5号）により行うこととし、プロジェクター*で投影するスライドショー形式（パワーポイント等）で実施することを認める。

*プロジェクター及びスクリーンは、津市で用意する。

d 写真、パンフレット等の補足資料がある場合は、A4サイズで計20ページ以内とし、当日、8部を持参すること。

(3) 審査基準

審査委員会において、別添「津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託業者選定審査基準」に基づき、書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

(4) 選定結果の通知及び公表

ア 一次審査 2019年5月24日（金）までに、応募書類の提出者全員に電子メール及び電話番号宛に通知する。

イ 二次審査 2019年5月31日（金）に、津市ホームページに掲載するとともに、応募書類の提出者全員に文書にて結果を送付する。

9 契約の締結

8の最優先候補者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、最優先候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、審査委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

10 注意事項

(1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。

(2) 参加申込書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取消しを行うことがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

キ 虚偽の内容が記載されているもの

- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案に関する費用（資料作成費、通信運搬費、交通費等）は、選定結果のいかんにかかわらず提案者の負担とする。
- (5) 審査の結果に関する質問及び申し立ては受け付けない。
- (6) 委託金額の支払方法や（分割払い等）については契約締結前に別途協議する。
- (7) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（任意様式）」により12 担当部署に届け出ること。

11 その他

企画提案に当たっては、国（内閣官房プレミアム付商品券施策推進室）の事業方針（「プレミアム付商品券事業実施要領」等）に則って実施すること。

12 担当部署等

津市商工観光部商業振興労政課

【所在地】三重県津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎7階

【電話番号】059-229-3169

【電子メール】229-3114@city.tsu.lg.jp

様式第 1 号

参加表明書

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

※法人にあつては登録代表者印、個人にあつては実印を
押印してください。

平成 31 年 4 月 24 日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

記

1 調達件名 津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

2 添付書類 (1) 参加資格確認書 (様式第 2 号) ※¹

※¹ただし、津市競争入札参加資格者名簿 (物品・業務委託) に記載されていない者にあつては、実施要領 3 (1) アからエに記載する書類を添えて提出すること。

(2) 会社概要及び業務実績 (様式第 3 号)

(3) 納税証明書※²

ア 国税に係る証明書

イ 都道府県税及び市町村税完納証明書

※²実施要領 7 (4) ア (エ) を参照すること。

(連絡先)

所 属

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

電子メール

公募型プロポーザル参加資格確認書

津市長 様

調達件名：津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

当社（者）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者です。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからエの書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止又は津市競争入札参加の除外措置等の処分を受けていない者であること
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するな

どしている者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
(8) 業務運営に関して、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
(9) 本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

(提出者) 所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

※法人にあつては登録代表者印、個人にあつては実印を押印してください。

(連絡先) 所属

担当者氏名

電話番号

FAX番号

電子メール

会社概要及び業務実績

1 会社の概要

住 所	
名 称	
代表者職・氏名	
電話番号	()
F A X 番号	()
設立年月日	年 月 日
全従業員	名
資本金	円
会社概要・特記事項	

2 商品券発行運營業務の実施実績

平成26年度から平成30年度までに遂行した実施業務のうち、同種・類似した実施実績（できるだけ国、県、市町村が発注した業務）を、契約金額の大きい順に3つまで記入してください。

利 用 期 間	実 施 概 要	
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	業務名	
	実施主体	
	発行総額	
	発行冊数	
	<業務内容>	

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	業務名	
	実施主体	
	発行総額	
	発行冊数	
	<業務内容>	
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	業務名	
	実施主体	
	発行総額	
	発行冊数	
	<業務内容>	

※個々の事業の内容が確認できる成果品等があれば、写し等を添付してください。

3 担当者

所属・役職			
氏名			
電話番号		FAX番号	

様式第 4 号

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務
企画提案書提出書

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

※法人にあっては登録代表者印、個人にあっては実印を
押印してください。

平成 31 年 4 月 24 日付け調達公告に係る下記調達について、企画提案書を別添のとおり提出します。

記

調達件名 津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

1 提出書類

- (1) 企画提案書 (様式第 5 号)
- (2) 見積書 (様式第 6 号) 及び内訳書 (任意様式)
- (3) その他補足資料 (任意)

(連絡先)

所 属

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

電子メール

企画提案書

- 次の1～10の項目についての企画提案を記載すること。
- 記載様式は自由。

1 商品券の作成業務について

- (1) 商品券等（本体・見本等）の概要（名称、仕様、紙質、サイズ、作成時期、配置場所、偽造対策、発行番号等の印字など）

2 商品券事業の広報業務について

- (1) 広報物（ポスター・チラシ等告知ツール）の概要、部数、配置場所等
- (2) 市内事業者からの必要資機材等の調達方法
- (3) 専用WEBサイト及び管理運営方法
- (4) 市民・店舗等への周知方法・時期、その他効果的な広報手段など（ただし、津市も広報誌「広報津」（全戸配布）にて市民に周知する）

3 商品券販売所の選定等について

- (1) 販売所の選定等（販売所の場所・箇所数、販売手数料、販売期日、購入が集中する時期や土・日・祝祭日の対応方法など）

4 参加店舗の募集・審査・登録等について

- (1) 参加店舗の募集等（参加店舗の募集・申込受付・審査方法、募集期間、不正防止の方法、商品券取扱等留意事項の周知・指導方法、地元商業団体等との連携及び調整方法など）
- (2) 参加店舗で必要となる取扱ツールの概要（マニュアル、ステッカー等）

5 商品券の販売業務について

- (1) 商品券の販売（販売方法、商品券・売上金の管理方法・セキュリティ、販売所における引換券等の確認、個人情報保護の取扱方法、非該当者に係る商品券返還対応方法など）
- (2) 販売所に対する業務内容の周知・連絡・指導方法など
- (3) 販売所で必要となる取扱ツールの概要（販売所一覧、参加店舗一覧、マニュアル、ステッカー、確認済印など）

6 商品券の換金業務について

- (1) 商品券の換金等（換金方法、換金手数料、振込手数料、換金期日、売上金及びプレミアム原資の管理方法、換金時の使用済み商品券の検品方法（OCR（光学文字認識）機の使用など））
- (2) 換金業務で必要となる取扱ツールの概要
- (3) 換金後の使用済み商品券の回収・廃棄方法など

7 商品券等の配送業務

- (1) 商品券・各種作成物（マニュアル・広報物、各種取扱ツール等）の配送方法、

配送時期、配送のセキュリティなど)

8 販売所及び参加店舗対応について

- (1) 問合せに係る体制（運営方法、人員配置、対応期間、個人情報の取扱方法など）

9 利用者対応（コールセンター）について

- (1) コールセンターの設置・運営（運営方法、人員配置、設置期間、コールセンターに設置する専用回線数、運営方法、商品券の販売が集中する時期等の土・日・祝祭日の対応、個人情報の取扱方法など）

10 その他

- (1) データの管理（業務実施に必要なデータの収集・管理、個人情報の保護など）
- (2) 業務実施体制図（業務の取組体制や事務局の人員配置体制など）
※実施体制において、他の事業者等に再委託（下請けを含む）をする場合はその旨を明記すること。
- (3) 業務全体の工程表
- (4) その他、必要と思われる業務提案や効果的な企画提案、業務実施に当たり業務遂行能力や安全対策等のアピール等があれば記載

見 積 書

年 月 日

津市長 様

(提出者)

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

※法人にあつては登録代表者印、個人にあつては実印を
押印してください。

記

1 調達件名 津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

2 見積額 金 _____ 円

3 内 訳 (単位：円)

区 分	金額	備 考
プレミアム分（非課税）	260,000,000	
商品券発行運営経費		
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

※商品券発行運営経費の積算内訳を添付すること（様式自由）。

様式第7号

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務
質 問 書

年 月 日

津市長 様

(提出者)
会社名

(連絡先)
所 属
担当者氏名
電話番号
F A X 番号
電子メール

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

【別紙】評価項目及び評価内容

評価項目		評価内容	配点	
1	業務全体に対する基本的な考え方・取組方針	業務内容を十分に把握するとともに、企画提案が業務目的に合致しているか。	5	
2	事業費	配点×最低見積価格÷見積価格（小数点以下は四捨五入）	5	
3	提案内容	適切な広報・周知・啓発	本事業の趣旨を理解し、購入対象者に対して適切かつ有効な広報・周知・啓発活動を行う計画・体制となっているか。	5
			事業の実施に際して、市内の事業者から積極的に必要資機材等を調達する意欲があるか。	10
		商品券販売所の選定等	提案内容が、具体性・実現可能性のある提案か。	5
			市民の利便性を考慮した販売所の設置・運営となっているか。	5
		参加店舗の募集等	提案内容が、具体性・実現可能性のある提案か。	5
			多くの事業者の参加店舗への登録が期待できる提案か。	5
		商品券の販売	提案内容が、具体性・実現可能性のある提案か。	5
			商品券及び販売代金の盗難・紛失等の防止等、安全面に十分な配慮がなされた提案か。	5
			販売状況を正確かつ効率的に把握できる販売管理方法が提案されているか。	5
			参加店舗に関する情報を、市民に対して効果的・効率的に提供する方法が提案されているか。	5
		換金業務への対応	提案内容が、具体性・実現可能性のある提案か。	5
			使用済み商品券の適切な検品方法や、取扱店舗の負担が少ない換金方法が提案されているか。	5
換金済み商品券の回収及び廃棄について、効率的な方法が提案されているか。	5			
コールセンター業務	商品券使用者や参加店舗等からの問合せに対して、万全に対応できる体制を整えているか。	5		
4	業務の実施体制	事業を円滑に遂行できる実施体制となっているか。また、提案された事業規模に対して、役割、人員数等、実施体制案が無理なく提案されているか。	10	
		過去5年間の類似業務の実績などにより、業務を確実に履行すると認められるか。	5	
合計			100	

（5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る）

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務委託仕様書

1 業務名

津市プレミアム付商品券発行事業運営業務

2 業務目的

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、市内の小売店・飲食店等において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行する。

3 委託期間

契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで

4 委託業務概要

- (1) 商品券の作成業務
- (2) 商品券事業の広報業務
- (3) 商品券販売所の選定等及び参加店舗の募集・審査・登録等
- (4) 商品券の販売業務
- (5) 商品券の換金業務
- (6) 商品券等の配送業務
- (7) 販売所及び参加店舗対応業務
- (8) 利用者対応業務（コールセンター業務）
- (9) データ管理業務
- (10) その他必要な業務

5 発行する商品券の概要

項目	内 容
名 称	津市プレミアム付商品券
発行総額	1,300,000,000 円
プレミアム率	25%
発 行 数	260,000 冊
販売単位	1 冊 5,000 円分を 4,000 円で販売（プレミアム 1,000 円） 1 人 5 冊まで一括又は分割購入可能。分割購入の場合は、5 回まで。
参加店舗の負担等	・登録料金なし ・換金手数料負担なし
販売期間	2019 年 10 月 1 日～2020 年 2 月 7 日

使用期間	2019年10月1日～2020年2月下旬あるいは3月上旬 ※日程の詳細については、市と受託者で協議のうえ決定する。
販売方法	購入対象者に事前に郵送した購入引換券を提示した者に販売する。購入限度額を適切に把握するとともに、対象者が購入しやすいよう、利便性の確保と公平性を目的とした適切な方法かつ使用者の安全性を確保した販売方法とすること。
販売所	販売所は、市役所本庁舎、総合支所及び他の公共施設、金融機関、郵便局等を想定。 ※提案に基づき市と調整のうえ決定する。
参加店舗	事前に申込された市内の小売店・飲食店等（上限1,800店舗）
購入対象者 （概算）	合計52,000人（＝①＋②） 【内訳】 ① 扶養外住民税非課税者（課税基準日：2019年1月1日） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族等、生活保護被保護者等を除く。 ② 3歳未満児子育て世帯主（基準日：2019年6月1日等）

6 業務の内容

(1) 商品券の作成業務

ア 業務内容

(ア) プレミアム付商品券等の印刷・保管

以下の仕様のとおり、プレミアム付商品券を作成する。

印刷数	10枚1冊を260,000冊 ※対象者数については、別途市より提供する。
構成	1冊＝500円券×10枚
色数	表面（フルカラー）、裏面（1色）
校正	文字校正、色校正は必要回（3回程度）
原稿	津市プレミアム付商品券であることが明確に他と区別できるデザインであること。 ※詳細は契約締結後、市と協議のうえ決定する
偽造対策	OCR（光学文字認識）機で番号を読み取れる、コピー機やプリンタでは再現できない等偽造防止対策を施すこと。
発行番号等の印字	商品券（使用者控え含む）には、発行番号を印字すること。
その他	紙質、サイズについては、企画提案に基づいたものとする。

イ 留意事項

- (ア) 商品券は、販売期間に適切に販売できるように準備すること。
- (イ) 見本券は、商品券販売所及び参加店舗が使用期間に活用できるように準備

すること。

- (ウ) 見本券の部数紙質、サイズ、色数、校正、偽造対策については、本体と同様のものを参加店舗数分、作成すること。
- (エ) 商品券の使用対象にならないものは、国が想定する使用対象外物品を参考に市で決定する。
- (オ) その他、商品券の取扱いについては次に掲げるものとする。こと。
 - a 参加店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
 - b 購入後の返品はできない。
 - c 現金との引き換えはしない。
 - d つり銭は支払わない。
 - e 盗難・紛失・滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（津市）は責を負わない。
 - f 参加店舗は、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、使用者が認識できるよう明示する義務を覆う。

(2) 商品券事業の広報業務

ア 業務内容

- (ア) ポスター、チラシ等広報物の作成

色数	フルカラー
校正	文字校正、色校正は必要回（3回程度）
原稿	津市プレミアム付商品券事業の内容に合致したものであること。
その他	広報物の種類（ポスター・チラシ等告知ツール等）、部数、配置場所などについては、企画提案に基づいたものとする。

- (イ) 専用Webサイトの開設及び管理運営
- (ウ) その他の方法による本事業の周知

イ 留意事項

- (ア) ポスター、チラシ等広報物は、商品券の使用開始日に間に合うよう余裕をもって準備・配送すること。また、必要に応じて、参加店舗に対して説明会等を実施すること。
- (イ) 専用Webサイトは、契約締結後、速やかに開設し、使用者が必要とする情報を随時掲載すること。
- (ウ) その他の方法による広報として、スマートフォンの機能を活用するなど、効率的・効果的な広報について提案すること。
- (エ) 受託者は、効率的な業務運営とともに、できる限り津市内の事業者から必要資機材等の調達を行うよう努めるものとする。

(3) 商品券販売所の選定等及び参加店舗の募集・審査・登録等

ア 業務内容

(ア) 商品券販売所の選定等

- a 商品券の販売に伴う、販売所の選定、販売所一覧の作成
- b 販売所の指導・運営及び連絡・調整（市との連絡・調整を含む）
- c 販売所における個人情報保護の適正な取扱い

(イ) 参加店舗の募集等

- a 参加店舗の募集^{*}、申込受付、審査、店舗一覧の作成

^{*}参加店舗数は上限 1,800 店舗とする。

- b 参加店舗の指導及び連絡・調整（地元商業団体や商店街、市との連絡・調整を含む）
- c 参加店舗で必要となる取扱ツール（マニュアル、ステッカー等）の作成

イ 留意事項

- (ア) 販売所は、市役所本庁舎、総合支所及び他の公共施設、金融機関、郵便局等を想定しており、販売所の決定に際しては、事前に市と協議すること。なお、市の施設を利用する場合においては、その利用料は積算に含める必要はないものとする。

- (イ) 販売所は市民の利便性を考慮して、市内 10ヶ所^{*}以上に設けること。

また、購入が集中する時期等の運営について配慮するとともに、当該期間の土・日・祝祭日の販売所運営についても考慮すること。なお、委託料の範囲内において、販売所に手数料を支払うことは差し支えないが、実績数量に合わせて精算を行うこととする。

^{*}津地域、久居地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域、香良洲地域、一志地域、白山地域、美杉地域にはそれぞれ 1 か所設けること。

- (ウ) 販売所及び参加店舗の参加資格については、津市内に事業所又は店舗がある事業者で、次の事業者以外の者とする。

- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- b 入札参加停止措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- d 「6(1)イ(エ) 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、または商品のみを取り扱う店舗等
- e 公序良俗に反する営業を行う者、その他、市が不適當であると認める事業者

- (エ) 参加店舗の決定に際しては、事前に市と協議すること。

- (オ) 参加店舗が商取引なく商品券を流通させないなど、不正使用をしない旨の

誓約を義務付けること。

- (カ) 参加店舗は1,800店舗程度を想定し、公募の方法で募集するとともに、申込受付・審査に当たっては、地元商業団体や商店街等の関係機関との連携を図り積極的に参加を募ること。
- (キ) 販売所及び参加店舗の指導にあたっては、運営マニュアルを作成するなど、責任者に対し事業内容・運営方法を適切に説明し、本事業を十分理解してもらうこと。なお、遵守事項、違反事項に対する登録取消しなど、販売所及び参加店舗の事業者にわかりやすい内容とすること。

(4) 商品券の販売業務

ア 業務の内容

- (ア) 適切な商品券の販売
- (イ) 購入引換券に押印する確認済印の作成及び管理
- (ウ) 使用済み引換券の回収・廃棄
- (エ) 販売所で必要となる取扱ツール（マニュアル・ステッカー、確認済印等）の作成

イ 留意事項

- (ア) 使用者の負担軽減と安全性を確保し、適切な方法で商品券を販売すること。
- (イ) 商品券は、販売期間が満了するまで適切に管理すること。
- (ウ) 商品券の販売に伴う売上金は、換金を行うまで適切に管理すること。
- (エ) 商品券の販売に当たっては、原則対面販売にて行い、商品券購入引換券の提示を求めるとともに、本人（又は引換券持参者）の確認を行うこと。
- (オ) 購入引換券の購入確認欄に、本人の購入希望冊数分の確認済印を押し、済印1個に対し1冊の商品券を販売すること。ただし、販売総数は一人5冊までとする。
- (カ) 購入引換券に押印する確認済印を作成し、販売所が販売期間に使用できるように準備すること。
- (キ) 5個確認済印を押印した購入引換券は回収し、個人情報保護の取扱いを適正に行い、安全・確実に廃棄すること。
- (ク) 商品券を購入した者が対象者の要件に該当しない者であることを把握した時は、適切な返還措置を講ずること。
- (ケ) 販売担当者による不正を防止するための対策を講ずること。

(5) 商品券の換金業務

ア 業務の内容

- (ア) 商品券の売上金にプレミアム分を足した額を原資として、参加店舗からの換金請求により使用済み商品券を円滑に換金する（換金のための原資の管理を含む）
- (イ) 使用済み商品券の回収・検品・換金・廃棄

(ウ) 換金事務で必要となる取扱ツールの作成

イ 留意事項

- (ア) 換金業務を完了するまで商品券の売上金等を適切に管理すること。
- (イ) 参加店舗からの使用済み商品券の換金請求に対して、円滑に換金手続きを行うとともに、使用済み商品券は適切に検品を行うこと。
- (ウ) 換金期間は2019年10月1日から2020年3月末日頃^{*}までとする。
*日程の詳細については、市と受託者で協議のうえ決定する。
- (エ) 換金期間内に換金されなかった商品券は換金しないこと（ただし、天災など避け難い事象により換金できない場合を除く）。
- (オ) 換金時において商品券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い、責任を持って対応すること。
- (カ) 使用済み商品券は、安全・確実に廃棄すること。
- (キ) 商品券の廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。
- (ク) 商品券が使用期間内に使用されないなど、換金されなかった売上金については、事業報告書の提出とともに、市の指定する期日までに市の指定する方法で入金すること。
- (ケ) プレミアム分の支払いは、契約締結前に別途協議して先払いが可能であるが、商品券の販売実績に応じて、プレミアム分を精算（市へ入金）すること。

(6) 商品券等の配送業務

ア 業務内容

- (ア) 商品券の作成から廃棄まで、すべての段階における配送業務
- (イ) その他本業務に係る各種作成物（マニュアル・広報物、各種取扱ツール等）の配送

イ 留意事項

- (ア) 商品券は現金と同様の扱いが必要なため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (イ) 商品券以外に作成した物を含め、期日を遵守し安全かつ確実に配送すること。

(7) 販売所及び参加店舗対応業務

ア 業務内容

- (ア) 販売所及び参加店舗からの問合せ等について、適切に対応できる体制の確保

イ 留意事項

- (ア) 適切な人員と対応技能を持った者を配置すること。
- (イ) 販売所及び参加店舗からの問合せに対しては誠実に対応し、適切な運営に努めること。
- (ウ) 販売所及び参加店舗への対応における個人情報に関する問い合わせについ

ては、慎重に対応すること。

- (エ) 想定する業務としては、参加店舗からの問合せとして、
 - ・プレミアム付商品券事業の内容全般
 - ・商品券の換金手続き 他 が挙げられる。
- (オ) (8)使用者対応業務（コールセンター業務）とを兼ねて運営することも考えられる。

(8) 使用者対応業務（コールセンター業務）

ア 業務内容

- (ア) 商品券の使用者等からの問合せに対するコールセンターの設置

イ 留意事項

- (ア) 適切な人員と対応技能を持った者を配置すること。
- (イ) 商品券の使用者等からの問合せに対応するため、2019年9月から2020年3月中旬まで、コールセンターを設置すること。
- (ウ) コールセンターの業務時間は午前8時30分から午後5時までを基本とし、原則として土・日・祝祭日の業務は行わない。ただし、商品券の販売が集中する時期等の土・日・祝祭日の対応について考慮すること。
- (エ) 想定する業務としては、使用者等からの問合せとして、
 - ・プレミアム付商品券事業の内容全般
 - ・意見・苦情等対応 他 が挙げられる。
- (オ) (7)販売所及び参加店舗対応業務とを兼ねて運営することも考えられる。
- (カ) 別途契約する津市プレミアム付商品券申請受付等業務委託の受託者と連携を図り、商品券購入希望者向けコールセンター等と円滑に連携すること。

(9) データ管理業務

ア 業務内容

- (ア) 業務に伴い収集したデータの適正管理
- (イ) 商品券販売業務及び換金業務に必要なデータの作成

イ 留意事項

- (ア) 個人情報の取扱いを適正に行い、業務に伴い収集したデータを適正に管理すること。
- (イ) 収集・作成するデータについては、事前に市と協議すること。
- (ウ) 各種データについては、随時、市に報告すること。

(10) その他必要な業務

ア 業務内容

- (ア) 本業務を統括する事務局の開設
- (イ) 適正かつ確実な業務遂行体制の構築

イ 留意事項

- (ア) 事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業を進捗すること。
- (イ) 各業務の費用配分は適切に行うこと。
- (ウ) 事務局は市との連携を密にすること。

7 提出する成果物と提出期限

納入物	納入期限	納入数	備考
事業報告書	2020年3月31日	12部	原本1部、副本11部
事業報告書（データ）	2020年3月31日	1部	

*ただし、納入期限は予算繰越決議のうえ2020年5月31日まで延長することがある。

8 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

9 再委託の禁止

受託者は、市の承認を受けずに再委託をしてはならない。

10 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、効率的な業務運営とともに、できる限り津市内の事業者から必要資機材等の調達を行うよう努めるものとする。
- (2) 本業務の履行に際して、津市個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則を遵守した措置を十分に講ずること。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (5) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (6) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、もしくは廃止した日の属する年度の終了

後5年間これを保存しておかなければならない。

津市公告第 6 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 1 年 4 月 2 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市桜田町 3 5 番ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市神納町 8 番 1 号
川口 ヤス子

津市上下水道事業告示第 1 1 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社成栄	津市安濃町光明寺 2 8 番地 4	平成 3 1 年 4 月 1 0 日

津市上下水道事業告示第 1 2 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社 Y O G I Y O	津市八幡町津 2 5 3 0 番地	平成 3 1 年 4 月 1 7 日

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月17日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

平成31年4月23日(火) 午後4時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて

(2) 平成31年度小学校の教科書採択に係る調査研究委員会委員及び調査員の選定案について

(3) 津市教育支援委員会委員の一部委嘱替えについて

津市選挙管理委員会告示第86号

平成31年4月21日執行の津市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年4月19日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

投票区	解任する者	新たに選任する者
第36投票区	伊藤 峰之	駒田 敬彦

津市選挙管理委員会告示第87号

平成31年4月21日執行の津市長選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成31年4月21日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

住 所	氏 名
津市東丸之内27番8号	前葉 泰幸

津市選挙管理委員会告示第88号

平成31年4月21日執行の津市議会議員補欠選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成31年4月22日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

住 所	氏 名
津市神納51番地2	山路 小百合
津市一身田上津部田747番地	村主 英明